

変更登録、届出等について

中部運輸局

ご承知のとおり、営業倉庫は物流の結節点にあつて、販売前進基地等の機能を通じて、市民生活や産業活動を支える社会資本として重要な位置を占めています。事業を営むにあたっては関係法令の遵守は勿論のこと、厳格な業務の管理体制により利用者に対する一貫したサービスの提供と保管管理に万全を期し、倉庫に対する社会的信用を失墜することのないよう心掛けて下さい。

なお、倉庫業者として特に留意して頂く事項を次にあげましたので参考にして下さい。

1. 料金関係の遵守（倉庫業法（以下「法」という。）第10条・第15条

倉庫業法施行規則（以下「規則」という。）第24条1項）

料金の設定は、倉庫業者と利用者との間の交渉により適宜適切に行い、30日以内に当該届出に係る料金の適用される倉庫の所在地を管轄する運輸局等に届出書を提出して下さい。また、次の場合には事業改善命令の対象となりますので、注意して下さい。

イ、社会経済情勢に照らし、利用者に対し不当に高すぎないようにして下さい。

ロ、他の同業者との間に料金のダンピング等により不当な競争を引き起こさないで下さい。

ハ、特定の利用者に対し、料金及びその他の行為による不当な差別的取扱をしないで下さい。

ニ、トランクルームについては、基本料金を低く設定した上、過度の追加料金を設定する等、一般消費者にわかりにくい料金は設定しないで下さい。

2. 料金の変更（規則第24条第1項）

新たな料金の設定後30日以内に当該届出に係る料金の適用される倉庫の所在地を管轄する運輸局等に届出書を提出して下さい。但し、幅を持った料金で届けている場合には、一度届け出た幅の範囲内に収まるかぎり新たな届出は不要となります。

3. 倉庫の種類と寄託貨物（法第4条第1項第3号、規則第3条1項・第3条の3～第3条の11）

倉庫の種類（一類倉庫～特別の倉庫まで10種類）は、貨物保全の必要性の度合により、所在地、施設及び設備を基準として定めたものですから、寄託貨物の引き受けは、規則別表に定める物品の種類に対応する倉庫でなければできません。

従って、次のような保管行為は違法となり、かつ事故の原因となりますので、必ず

事前に倉庫施設の登録を受け、保管しようとする物品に適応する倉庫にしてください。

- イ、第1類物品を一類倉庫以外の倉庫に保管すること。
- ロ、第8類物品を冷蔵倉庫以外の倉庫に保管すること。
- ハ、危険品を危険品倉庫以外の倉庫に保管すること。
- ニ、危険品以外の物品を危険品倉庫に保管すること。
- ホ、第1類～第3類物品を野積倉庫に保管すること。

4. 倉庫施設等の変更（法第7条、規則第4条）

変更登録の申請を必要とする場合は次のとおりですが、なるべく建設に着手する前、又は権利を取得する前に当該倉庫の所在地を管轄する運輸局又は運輸支局（以下「運輸局等」という。）に相談して下さい。倉庫が規則第3条の3～第3条の11の基準に適合しないと改造等を要し予想外の出費を招くことがあります。

なお、現に使用している営業倉庫の改造は、必ず着工前に変更の登録を受けて下さい。登録前の着工は法違反となります。又、同様に登録前の倉庫に対する入庫は法違反となります。

イ、新築・購入又は借入により営業倉庫を新設する場合。

但し、他の倉庫業者が現に営業に使用している倉庫を購入又は借入し、引き続き営業倉庫として使用する場合（継続使用）には、登録申請は不要ですが、軽微変更届が必要となります。

ロ、自家用倉庫、その他自己所有の施設を営業倉庫に転用する場合。

ハ、倉庫の軸組みを解体して、同じ場所又は他の場所に再建する場合。

ニ、規模の拡大又は縮小の有無に関わらず、倉庫の主要構造の全部又は一部の変更の場合。

主要構造とは、小屋組み、軸組み、床組み、外壁、屋根及び床並びに野積倉庫及び水面倉庫の防護施設をいい、変更には窓、出入口等を閉鎖して外壁とする場合（逆の場合も含む）、又はそれらの大きさを変更する場合も含まれます。

ホ、倉庫の軸組みを解体しないで他の場所に移動させる場合。

ヘ、冷蔵倉庫の圧縮機、蒸発器又は防熱装置の変更の場合。（同一型式のものに取り替える場合を除く）

ト、倉庫の類別の変更を伴う保管する物品の変更の場合。

5. 営業の廃止の届出（法第20条第1項、規則第19条）

営業の全部又は営業所のうち1営業所のみ営業を廃止したときは、その日から30日以内に主たる営業所の所在地を管轄する運輸局等に廃止届出書を提出して下さい。

6. 定期報告書の提出（規則第24条5項・6項）

次に掲げる報告書を当該期間経過後30日以内に運輸局等に提出して下さい。但し、倉庫協会加入業者については、協会の指導に従って下さい。

- イ、期末倉庫使用状況報告書（第 8 号様式） ----- 毎四半期ごと
- ロ、受寄物入出庫高及び保管残高報告書（第 9 号様式） --- 毎四半期ごと
- ハ、倉庫証券発行回収高及び流通高報告書（第 10 号様式） ----- 年度ごと
（倉庫証券発行の許可を受けた倉庫業者）

7. 軽微変更届出書の提出（法第 7 条第 3 項、規則第 4 条の 2）

役員変更届出書の提出（規則第 24 条第 2 項）

事故届出書の提出（規則第 24 条第 4 項）

次に掲げる事項に該当するときは、運輸局等に届出書を提出して下さい。

（1）軽微変更届出（当該事実の発生後 30 日以内に提出する）

イ、氏名、名称、住所又は法人の場合にあつては、その代表者の氏名の変更

ロ、資本金等の変更

ハ、倉庫の用途の廃止

例えば、倉庫を取り壊した場合、自家用倉庫、工場等に用途変更した場合、売却、貸渡した場合及び借庫を返却した場合等

ニ、倉庫の主要構造以外の構造（天井、間仕切壁、棚等）の変更

ホ、営業所・倉庫の名称又は位置の変更

ヘ、倉庫及びその敷地に係る権限の変更

ト、倉庫業者が現に営業に使用している倉庫を現状のまま引き続き他の倉庫業者がその営業に使用する場合（継続使用）

（2）役員変更届（当該事実の発生後 30 日以内に提出する）

イ、代表者以外の役員が変更した場合

* 港湾運送事業、内航海運業、貨物利用運送事業、貨物自動車運送事業を兼業されている方は、（1）イ及び（2）の報告書の提出については、「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令」（届出等の窓口一本化）によることができます。

（3）事故届出（当該事実の発生後 2 週間以内に提出する）

イ、その営業に使用する倉庫の火災、損壊その他倉庫に関する重大な事故の発生

8. その他届出等

イ、倉庫寄託約款の届出（法第 8 条、規則第 5 条）

設定又は変更しようとする場合は、当該約款の実施予定期日の 30 日前までに、主たる営業所を管轄する運輸局等に届出書を提出して下さい。また、登録又は倉庫証券の発行許可の申請をしようとする者は、登録又は許可の申請に際して当該申請書に書類を添付することにより、届出に代えることがで

きます。

ロ、倉庫証券の発行（法第13条・第20条第2項、規則第10条、19条第2項、24条第3項）

倉庫証券は発券許可を受けた者でなければ発行できません。また、発券倉庫業者において発券業務を廃止したときは、その日から30日以内に主たる営業所を管轄する運輸局等へ廃止届出書を提出して下さい。

倉庫証券の様式を変更した場合はその日から30日以内に主たる営業所を管轄する運輸局等へ倉庫証券様式届出書を提出して下さい。

ハ、営業の譲渡及び譲受並びに法人の合併及び分割（法第17条、規則第13条・第14条）

営業の譲受、合併又は分割により倉庫業者の地位を承継した者は、その日から30日以内に主たる営業所を管轄する運輸局等に届出書を提出して下さい。（発券倉庫業者の場合は、法第18条第1項、第2項に基づく認可申請が必要となります。）

ニ、相続による承継の届出（法第19条、規則第17条）

相続により倉庫業者の地位を承継した者は、死亡を知った日から30日以内に主たる営業所を管轄する運輸局等に届出書を提出して下さい。（発券倉庫業者の場合は、法第19条第2項に基づき死亡後60日以内に認可申請が必要となります。）

9. 関係法令集

「倉庫業実務必携」が㈱ぎょうせい東海支社（電話 052-231-0331）より発行されていますので、各営業所ごとに備えておくようにして下さい。

10. その他倉庫業を適正に維持していくために、不明な点があれば事前に運輸局等に連絡して下さい。

中部運輸局 環境・物流課 ----- 電話 052-952-8007

11. 倉庫協会

イ、普通倉庫協会

・東海倉庫協会 ----- 電話 052-232-2277
・静岡県倉庫協会 ----- 電話 0543-52-8001
・福井県倉庫協会 ----- 電話 0776-34-2272

ロ、冷蔵倉庫協会

・愛知県冷蔵倉庫協会 ----- 電話 052-241-7590

- 静岡県冷蔵倉庫協会 ----- 電話 054-260-4161
- 岐阜県冷蔵倉庫協会 ----- 電話 058-272-0265
- 三重県冷蔵倉庫協会 ----- 電話 059-228-2284
- 福井県冷蔵倉庫協会 (北陸冷蔵㈱内) -- 電話 0776-22-4117